

税制調査会（第17回総会）議事録

日 時：平成30年10月10日（水）14時30分～16時20分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

時間となりましたので、ただいまから第17回税制調査会を開催いたします。

議事に先立ちまして、一言、申し上げたいことがございます。

平成19年から平成21年まで当調査会の会長を務められました香西泰先生が5月20日に御逝去なさいました。享年85です。

また、平成12年から平成18年まで会長を務められました石弘光先生が8月25日に御逝去なさいました。享年81です。

個人的にも非常にお二人にお世話になったところですが、このお二人の歴代会長の御功績に改めて敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

さて、前回の税制調査会の開催から少し時間があいたので、これまでの議論を少し振り返りたいと思います。

当調査会は、平成25年6月の発足時に安倍総理よりいただいた諮問を踏まえて議論を進め、27年に「論点整理」、一昨年と昨年、二度にわたり「中間報告」を取りまとめてまいりました。

具体的には、個人所得課税について、働き方の多様化等を踏まえた人的控除や所得計算上の控除のあり方、あるいは人的控除の控除方式のあり方などの議論を進めてまいりました。

また、税務手続について、経済社会のICT化により、納税実務を取り巻く環境が変化する中、納税者利便の向上や適正・公平な課税の実現という観点から、議論を進めてまいりました。

さらに、国際課税については、多国籍企業による国際的な租税回避への対応として、いわゆる「BEPSプロジェクト」を踏まえた課題について議論を進めました。

今後の議論の進め方ですが、3年目となるこの秋も、これまでの「論点整理」や「中間報告」を踏まえ、議論を進めていきたいと考えております。

具体的には、個人所得課税について「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築」、これに向けた検討に着手したいと思います。

老後の生活に備える資産形成に関しては、企業年金・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の年金税制、財形貯蓄・NISA等の金融税制が段階的に整備されてきましたが、働き方によって税制支援が異なるなどの課題もあり、細分化された諸制度のあり方を総合的に検討する必要があることが指摘されてまいりました。

本件は、専門的・技術的な事項を含め論点が多岐にわたり、企業年金など私的年金制度とも密接に関連するため、時間をかけて丁寧に議論を行っていく必要があると思

いますが、まず、この秋は政府税調として議論をキックオフしたいと考えております。

また、資産課税について、先ほど申し上げました「論点整理」を踏まえ、資産再分配機能の適切な確保や資産移転の時期の選択により、中立的な制度の構築に向けた検討に着手したいと思っております。

検討に当たりましては、平成27年に施行された改正の効果を見極めつつ、税体系全般にわたる見直しの中で、個人所得課税と同様、これも十分な時間をかけることが必要だと思っております。

さらには、納税実務や国際課税の分野や、法人課税における連結納税制度についても、経済社会の変化等を踏まえ、議論を進めてまいりたいと考えております。

本日、頭出しになりますが、本日は議論を再開するに当たり、まず税財政の現状等について事務方から御説明をいただき、最近の動きをフォローアップしつつ、当調査会に求められている中長期的な視点での幅広い検討につなげていくこととしたいと思っております。

なお、昨年までと同じく、今回もペーパーレス会議とさせていただいておりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

今日はたくさんカメラがいらっしゃっていますが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○中里会長

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、税財政の現状等についての説明をお願いしたいと思います。

財務省主税局調査課、植松課長、よろしくお願いいたします。

○植松主税局調査課長

調査課長の植松です。よろしくお願いいたします。

お手元の総17-1、説明資料、税財政の現状等に基づいて説明いたしたいと思っております。スライドにも映しますので、必要があればそちらを御参照いただければと思っております。

まずは1ページ目ですが、一般会計における歳出・歳入の状況、よくワニの口と言っているものですが、赤線が一般会計の歳出、青線が一般会計の税収です。足元の税収、細かい字で恐縮ですが、59.1兆円ということで、バブル期の60.1兆円に迫る水準になっているところではあります。

当然、この間の経済の規模も違いますし、歳出の方を見ていただきますと、69.3兆円から97.7兆円ということで30兆円ぐらい増えております。その内訳としては社会保障で大体20兆円ぐらい、国債費で10兆円ぐらい増えております。このギャップが2ページ目にございますように公債残高の累増につながっております。30年度末の残高見込みで883兆円となっております、30年度の一般会計税収の約15年分に相当する規模

になっているところです。

3 ページですが、一般会計の税収の中身を見ますと、中身も平成2年当時とはかなり違っております。平成2年の頃を見ていただきますと、赤線が所得税ですが、26.0兆円ということで一番大きく、次が青点線の法人税が18.4兆円、消費税の方は平成元年に導入されまして4.6兆円となっております。足元では所得税19.0兆円に次いで消費税17.6兆円になっています。これについては平成9年からの消費税引上げを含む平成6年の税制改革の影響もありますし、足元で言えば社会保障と税の一体改革で消費税を引上げてきたということがございます。

4 ページが社会保障と税の一体改革の全体像でして、社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時に達成するという形で取り組んできているところです。

5 ページの上の方を見ていただきますと、消費税率の引上げとして、2014年4月、平成26年4月に5%から8%、続きまして、2019年、平成31年10月から8%から10%に上げる予定になっています。

この5%から8%に上げた税収が、6 ページの黄色い枠の右上にございますように8.4兆円程度あります。この使い道の内訳は、基礎年金国庫負担割合の引上げに3.2兆円、社会保障の充実に1.35兆円、さらに消費税を上げることによって物価上昇に伴い診療報酬、介護報酬、年金等社会保障4経費の増が0.39兆円、そのほか、これまで安定財源を確保できていない社会保障費が後代の負担のつけ回しとなっておりますが、その軽減が3.4兆円、このような使い道になっています。

今度、8%から10%に上げる際ですが、昨年、平成29年12月に新しい経済政策パッケージを決定しております。この下線部を見ていただきますと、消費税率2%の引上げにより5兆円強の税収となりますが、この税収を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の社会保障の充実と、財政再建とに、それぞれ半分ずつ充当するという整理になっています。

これを踏まえ、8 ページの内閣府の中長期試算では、先ほどの2019年からの消費税引上げ、さらには使い道の見直し、軽減税率の実施等を織り込みますと、真ん中あたりに試算結果のポイントがありますが、2025年時点の国・地方のプライマリー・バランスは成長実現ケースで▲2.4兆円、対GDP比で言うと▲0.3%、さらにベースラインケースですと▲8.1兆円、対GDP比で▲1.3%という形になっております。

これを踏まえて、骨太2018では、9 ページですが、下の下線部のところですが、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年の国・地方を合わせたプライマリー・バランス黒字化を目指す。同時に、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持するという取組みを行うことになっております。

10ページ、11ページは、その新経済・財政再生計画のポイントです。詳細は省きますが、社会保障改革を軸とする基盤強化期間を設定するとともに、社会保障以外の経費について、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組みを継続するという整理になって

おります。

一方で、消費税については、骨太2018ではこのような整理になっております。12ページの真ん中あたりを見ていただきますと、消費税率引上げと需要変動の平準化ということで、消費税率の8%から10%への引き上げを実現する必要があるとした上で、一番下のところですが、前回の消費税率引上げ時の経験や欧州の事例にも学びつつ、2019年10月1日における消費税率の引上げに向けては、駆け込み需要・反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期すということになっておりまして、具体的には13ページ、14ページに、四つのことが掲げられているところです。

一番目としては、先ほど申し上げました消費税率引上げ分の使い道の見直しで、従来は5分の1を社会保障の充実に使って、残り5分の4を財政再建に使うという整理になっておりましたが、見直しによっておおむね半々ずつに充当するという整理になっております。

二番目が軽減税率制度の実施でして、これについては引き続き制度の円滑な実施に向けた準備を進めるということになっております。

三番目が駆け込み・反動減の平準化策。14ページの下線部分にありますように、欧州諸国では税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しているところです。このため、税率引上げ日に日本の場合は一律一斉に税込み価格の引き上げが行われますが、欧州ではそのようなことはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減は発生していないというように聞いております。

こうした状況を踏まえた上で、2019年10月1日の消費税引上げに当たり、税率引き上げ前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう、その方策について具体的に検討することとなっております。同時に、消費税の転嫁拒否等が行われないように万全の転嫁対策を講じるということにもなっております。

四番目が耐久消費財対策でして、前回、平成26年の引き上げ時には、耐久消費財を中心に駆け込み需要・反動減が生じたことを踏まえまして、2019年10月の引き上げに際しては、自動車、住宅などの購入支援について需要変動を平準化するため、税制のみならず予算も含めて対策を具体的に検討するということになっております。

これら消費税に関しましては、先週、10月5日、金曜日に諮問会議で安倍総理の方からこうした発言がございましたので、御紹介しておきたいと思っております。総理から、消費税率引上げに対応した経済財政運営について、景気の回復基調が持続できるよう、国内外の経済情勢にも十分注視しながら、経済財政諮問会議で審議し、しっかり対応を検討してほしい。また、軽減税率の実施への対応をはじめ、社会全体として準備が十分整うよう、政府一丸となって関係者の準備をしっかりと支援する体制を整えても

raitaiという、こうした御発言がございまして、政府として対応してまいりたいと考えております。

15ページですが、骨太方針で税制改革についても触れております。

真ん中のところですが、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引続き丁寧に検討を進める。

先ほど会長からも御発言がございましたように、平成27年の政府税調の論点整理で、資産課税につきまして25年度税制改正の影響を見極めつつ検討する。特に老老相続の増加を踏まえ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について幅広く検討するということになっておりますので、今回の政府税調でも取り上げていただきたいと考えております。

16ページでは与党の税制改正大綱を引用しておりますが、これも先ほど会長からお話がありましたが、老後の生活に備えるための自助努力に対する支援ということが論点整理でも取り上げられております。

与党の税制改正大綱では、下の下線の部分で、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行うということにされておまして、政府税調でも検討を深めていただきたいと考えております。

最後に17ページ、最近の税制改正について整理した資料でございます。真ん中あたりの黄色い矢印、赤囲みしてございますが、政府税調では、これまで法人税改革、経済社会構造の変化を踏まえた所得課税の構造的な見直し等を御議論いただき、改正に取り組んでまいりました。さらに、国際課税の関連ではBEPSプロジェクトへの対応ということでこれまで取り組んできておりますが、国際課税については、さらなる課題もございますので、それについても今後、議論していただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○中里会長

植松課長、ありがとうございました。

それでは、次に、総務省自治税務局企画課、川窪課長、よろしく願いいたします。

○川窪自治税務局企画課長

それでは、総務省から、続きまして資料の総17-2でございます。税財政の現状等について、総務省という表紙がついている資料を御覧ください。

次のページに行ってくださいまして、右下、1ページというページからです。地方財政の財源不足と借入金残高の状況という資料から最初につけております。

地方財政の状況ですが、左半分の資料にありますように、平成で言いますと21、22、

23年頃といったリーマンショック後の最悪の状況から見れば改善しつつあるわけですが、引き続き6兆円台というような巨額の財源不足が生じているという状況にあります。グラフでは赤く塗っていますが、その大半を地方債の増発という形で対応しております。また、その大半が、いわゆる赤字地方債、臨時財政対策債になっているという状況です。

右側に行ってくださいまして、借入金残高につきましても引き続き200兆円近くの借入金残高が続いている状況でして、なかなか本格的に減るという状況に至っていないということですが、その中であって注目されるポイントといたしましては、色で言いますと一番下のピンクのような肌色のような色で塗ってございますが、臨時財政対策債の内訳が借入金の中において膨らんできておりまして、200兆近い総額の中の20%近くを占めるところに至っている状況にあるということなのです。

2ページですが、地方財政計画の歳出の推移、いわば地方の財政規模の推移ですが、おおむね80兆円台後半という水準で推移しているところですが、内容的にはかなり平成の初めごろとの比較においては大きな変化が生じてきているというところであり、一番下にあります給与関係経費をいわば削減しつつ、また公債費の増加を何とか抑制しつつということをやくりをしながら、具体的に行っている事務事業という目で見れば、社会保障関係費等の一般行政経費がどんどん膨らんでくる一方で、投資的経費をかなり抑えているという状態で近年は推移してきており、また、その傾向がさらに続いている状況にあるということです。

3ページですが、地方税収の動向についてです。地方税収の総額についての棒グラフを掲げておりますが、ここ一、二年、平成28年度決算、また29年度の決算見込み、そして、一番右は30年度の地財計画額ということで数字が載っておりますが、地方税収で見れば30年度地財計画額で39.5兆円、これに地方法人特別税を加えまして地方法人特別税、譲与税制度による当該収入を加えると、一番上の41.5兆円という数字になります。

この41.5兆円という地方税収につきましては過去最高水準であるわけではございませんが、先ほど来の資料で御説明申し上げましたように、一方で、財源不足が続き、赤字地方債、臨時財政対策債を発行し続け、その残高も累増しているということですか、社会保障関係経費が引き続き増加をたどっているということなどを含めて考えますと、引き続き税収につきましては、地方税収についても充実、確保を図っていく必要があるという状況にあるわけです。

4ページですが、地方税のあり方を考える際には、マクロの税収総額に加えまして個々の地方自治体の歳入であるという性格から、安定性ということと不偏性というようなことが議論になるわけですが、この4ページにつきましては、各税目のこれまでの税収の推移を掲げさせていただいております。

地方法人関係税につきましては、途中から点線で地方法人特別譲与税を含んだ数字

ということで、そちらも併せて掲げておりますけれども、個人住民税が足元30年度、地財計画額におきましては12.8兆円、一番上のグラフです。その下に固定資産税が8.9兆円、そして、地方法人特別譲与税を含めた地方法人課税で8.7兆円、一番下の地方消費税4.7兆円というような数字になっております。

5 ページですが、先ほど財務省から御説明もございましたように、社会保障と税の一体改革の中で、消費税・地方消費税の税率引き上げを決定し、また8%への引上げが行われ、そして、平成31年10月予定の10%への引上げということが決まっているわけですが、そのうちの8%の中においては黄色く塗っているところですが、地方消費税はそのうちの1.7%、10%の時代におきましては、そのうちの2.2%が地方消費税と定められております。

この地方消費税につきましては、6 ページにございますように、この社会保障・税の一体改革の中で5%から10%へ引き上げていく引上げ分の地方消費税につきましては、その税収も全額を社会保障財源として国民に還元するのだということが決まっております、実際、6 ページの下半分にございますように、地方税法上も、これは社会保障の経費に充てていくということが法定されているところです。

なお、7 ページにもございますように、この社会保障財源化は地方消費税におきましては引上げ分についてを社会保障財源化と定めておりまして、7 ページで言うと上半分の姿です。一方、従来分と呼んでおりますが、引上げ前から存在しておりました5%時代における1%分という意味です。その1%分の地方消費税につきましては、引き続き地方の幅広い財政需要に対応する一般財源という位置づけになっていまして、その位置付けが清算後の市町村への交付基準にも表れているというのがこの7 ページの資料です。

最後の8 ページにつきましては、近年の地方税制改正についての主な改正事項につきまして、年表にさせていただいております。黄色く矢印を塗っている部分が、主として政府税調でも御審議、御議論をいただきながら改正の方向性を定め、そして、税制改正に取り組んできた内容という意味で、一番上の個人住民税につきましては、配偶者控除等の見直し、また、給与所得控除から基礎控除への見直しなどの改正をここ数年進めてきておりますし、これは国税とセットで歩調を合わせて対応している改正内容です。

また、二つ目の黄色い矢印の成長志向の法人税改革の中に掲げておりますが、法人実効税率の引下げの実現のための措置でもございます大法人の法人事業税についての外形標準課税の拡大につきまして、ここ数年、法改正を行い実現してきているということも掲げております。

また、消費税の関係は先ほど申し上げましたとおりでして、この表の中にも地方消費税率の引上げ、軽減税率制度がスタートするということについても表の中に掲げているところであります。

一番下ですが、納税環境整備の関係につきまして、マイナンバー制度が本格運用を開始しております。個人住民税の課税でいいますと、平成29年度分の課税からはマイナンバー制度が本格運用されているという状況でございますし、また、後ほどの納税環境のところで御説明申し上げたいと思っておりますが、各種納税環境整備に関する法改正も行ってございまして、中でも一番右下にございます地方税共通納税システムの導入は複数の地方自治体に税を納めていただく法人にとって非常に画期的な納付環境の改善につながるものということで、現在、システム開発に取り組んでいるというような動きもございます。

以上、かいつまんで御説明申し上げましたが、地方税に関する財政、税制の状況と近年の改正内容ということです。

以上です。

○中里会長

川窪課長、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、今後の税制調査会における議論に向けて、中長期的な視点も含め、認識を共有しておきたいという点や経済社会環境の変化等がございましたら、御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田近委員、どうぞ。

○田近委員

植松課長と川窪課長、どうもありがとうございます。

中里会長から、これからの税制を考える上で、みんなでシェアするものは何かということですが、税制の会議ですが、社会保障財源としての消費税の役割というのをできるだけ明確に分かりやすく国民とシェアすべきだなと思うのですが、その点で二点、少し指摘させていただきたいのです。

社会保障がどれほど日本の財政を圧迫しているかということですが、こんなことで授業もやったりいろいろ行っているのですが、分かりやすく言うと、社会保障というのは今年の国の一般会計で、今年度当初予算で33兆円ぐらい使っているわけですね。一般歳出という言葉は分かりにくいのですが、国の歳出から借金の返済とかを除いて、あと地方への交付税交付金を除くと60兆円。国が一般歳出で使えるお金が60兆円で、33兆円は社会保障に行っている。だから、財政的な余地が大変厳しくなっている。

もう一つ、これは直感的な理解に訴えるということですが、国の所得税と法人税と消費税を合わせると、大体50兆円ぐらい。50兆のうち3分の1は地方に行くわけですから、残りが33兆円。そうすると、国が集めている所得税と法人税と消費税、全部使っても社会保障を賄えるかどうか。だから、そうした現実というのをできるだけ分かりやすくまず伝えるべきです。

第二は、では、社会保障を減らせば、見直せばいいではないか、社会保障関係費を見直せばいいではないか。そのとおりで、ここは歳出の会議ではないですが、年金な

らばマクロ経済スライドを徹底しなければいけないし、医療、介護保険の給付の適正化も図らなければいけない。ただ、私が言いたいのは、その改革も消費税の引き上げが見込まれた上で行っているわけです。しかも、2017年、去年の12月に新しい経済政策パッケージ、先ほど植松課長から説明がありましたが、新たに2兆円近く、引き上がる税制の1.7兆円は幼児教育の無償化等に使われるということで、ますます社会保障財政を安定化すること、健全化するのには難しくなっている。

したがって、私が言いたいのは、消費税の引上げが大切だというのは、国民も分かっているだろうと思っっているのですが、やはりどれだけ日本の財政が社会保障で厳しくなっているかという現実。今般の新しい経済政策等を行っていく上で、さらに消費税財源の規模、社会保障に使える財源が減ってきた。その二点をしっかり理解してもらって、だから、消費税が上がったら消費が減る云々ではなく、やはり国民にこの点を正面から理解してもらうのが非常に重要だと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、高田委員、お願いします。

○高田委員

どうもありがとうございます。

私も今の環境認識というのでしょうか、これを税の観点と、あとはマクロ的な観点から申し上げたいなと思っっています。

私は、今の環境認識は大きく分けて三つあると思っっているのですが、一つは景気要因と、二番目が金利要因、三番目が構造問題、中でも高齢化と多様化という部分があると思っっているのです。

まず景気要因で考えてみると、今の景気回復局面というのは来年の一月で戦後最長になります。いわばそれだけの、水準はともかくとして、戦後最長になるくらいの好環境にあるのだということです。

一方で、財政を考える上で金利面ですが、今の超低金利というのは史上始まって以来の超低金利です。この財政という関係から見れば、これだけ戦後最長であり、しかも最低、史上かつてないぐらいの低金利環境という絶好調の関係にあるのです。これだけの環境をどう生かしていくかというところは、この環境抜きには語れないぐらいの状況だと思います。

一方で、三番目の環境認識として高齢化と多様化という論点、特に2020年代を展望した高齢化社会というような状況があるということになります。そういう状況の中、今回の審議会も平成25年からですから5年間経つわけですが、考えてみれば、その間のアベノミクスというような状況の中で、ある面では大変に厳しい有事の状態、非常に危機対応的な状況というようなところから、今、申し上げたような形で景気も、そ

れに割り当てた低金利政策というものもあるわけですが、大変な状況の中から、要は有事からようやく平時に向かってきたというような状況にあるのだらうと思うのです。

となると、有事から平時になってきた中で持続性のある政策対応を2020年代に向けてどう対応できるかという節目のところに、今、我々の局面、マクロ環境というものはあるのではないか。となつてまいりますと、平時、もしくは持続的な状況に向けた対応策という中に、ここ数年間議論してきた高齢化、多様性を伴う様々な税体系というものもあるわけですが、同時に、それを実現するためには、当然のことながら、この消費税というようなものが割り当てられているというように考えることができるのだらうと思うのです。

となりますと、今後、今の絶好調の環境を生かすという部分と2020年代を展望した上での持続性のある対応ということの任務を受けた中での対応策というのは、消費税も含めた税体系というものをここで改めてニューノーマルな状況として、過去におけるバブル崩壊後のデフレ対応という危機的な状況とは一線を画した中での新たなニューノーマルというような状況の中で対応すべき状況というものを今、我々は考えるべきではないかと思ひます。

今の時期ということの中で、田近委員もおっしゃったような消費税をどう対応するかといったところは大きなところでもあるし、また、そういうものに対しての国民的な合意と申しましょうか、また、そうしたものに対する国民的な理解を得るというのでしょうか、そうしたことがこの審議会にも我々の任務としてあるのではないかなど非常に感じております。そういう意味では、今回の消費税というようなものは2014年の時の対応に比べますと、かなり反動減も含めて小さくなってきているとは思ひますが、ただ、一方で、心理的な面でのトラウマというものもある中で、この意義というのでしょうか、こうしたものを広くあまねくフェアに説明をしていくというようなことも重要であるし、また、その5年前の局面と比べての局面が随分変わってきているのだといったような点も含めた広報活動というものも必要なのではないのかなど、そのように感じる次第です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

ありがとうございます。

国の方で一つ、地方の方で一つ、意見というか感想を述べさせていただきたいと思ひます。

もう既に議論になっていますが、今、財政は非常に厳しい状況にありまして、社会保障財源の伸びが急激だということですが、日本の場合、国際比較の表がよく出てきますが、税負担を横軸にとり、縦に支出という割合をとってみると、日本は低負担で

高福祉という状況で、ほかの国に比べると際立ってほかの国のグループよりも高い位置にあります。これは明らかに持続不可能だということはだんだんと国民にも、もう理解が進んできていると思いますし、持続不可能だということなのですが、さらに消費税も二回ほど先送りというか延びてきまして、だんだんとそれも国民でもその必要性というのが理解されつつあるということ。また、さらに先ほどのように景気も好調だということもありますので、今回の消費税の増税はしっかりと行うというのが一番にやらないといけないことだと思います。

それと同時に軽減税率というのが入りますので、その軽減税率でかなり制度上、まだどうなるのだろうという不安も国民にはありますので、そこのところは制度をしっかりと作っていただくということで、それと同時に、導入時に何か不安とか変動が起きないように対策をとるとということも大事だと思います。その対策にもお金がかかるということであれば、それも効率的、効果的にということ、できる限り少ない支出の中で効果的に需要の変動を抑えるというような仕組みが大事かと思います。

地方についてですが、これは消費税が引き上がるということで地方の財源も増えるわけですが、消費税とともに都市部のほうでやはり税収がふえるということで、地方の資料の1ページ目にありましたが、やはり地方財政の方も財源不足が続いているということで非常に厳しい状況にありますし、特に残高の表を見ていただいたらわかると思いますが、その中で臨時財政対策債という下から上がってきているような、この1番のところですが、全体としての借入金残高は減りつつありますが、その中で赤字の地方債である臨時財政対策債は増え続けているという現状を考えますと、この財源不足というものを今回、消費税の増税とともにどのように解消していくのかというのは地方の持続性の意味でも重要です。

その中では税収の偏在是正というものが試みられていますし、今後もどのようにやるべきかという議論がされていると思うのですが、それをしっかりと行っていただいて、持続可能なものにしていく。つまり、臨時財政対策債を減らしていけるような取組が重要です。この臨時財政対策債というのは、皆さん御存じのように、地方では債務としては認識されていないのですが、いわゆるミクロでは認識されていないにもかかわらず、地方全体、マクロでは債務として残っているという本当に制度上不安定な形での債務が増えていますので、それをなくしていくような仕組みづくりということで税収の偏在是正とか、あとは標準税率を上げるとか、抜本的に将来、持続可能な形にするための仕組みづくりが重要かと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、大田委員、増田委員、野坂委員の順番でお願いいたします。

○大田委員

ありがとうございます。

今期のテーマであります再分配機能の向上、働き方の多様化、格差の固定化防止といった点から二点、申し上げます。

資産課税のあり方として、相続税はこれから議論がなされると思うのですが、高齢化社会における公平性という観点から、固定資産税のあり方も極めて重要だと思っています。今、地価の上昇は沈静化しているのですが、応益課税として土地資産を持つ人と持たない人の公平性が確保されているのかという視点は依然として重要です。固定資産税の場合、キャッシュフローが発生しませんので課税するのが難しいという問題はあるのですが、土地がもたらす便益に仮に十分に課税ができていない、あるいは現実的に課税が難しいということであれば、相続税で清算するという考え方もしてはあり得ると思っています。

固定資産税の改革というのは論点が多いので非常に難しいのですが、やはり高齢化社会における公平性という点からは見直しが重要であるということだけ申し上げておきます。

もう一点、働き方の多様化と老後に向けた自助努力という観点で、退職金税制の改革が極めて重要だと考えています。20年以上、同じ企業に働きたくても働くことができなかった人もたくさんいますし、自分の意思で転職する人もたくさんいます。こういう状況で、同じ企業に20年以上勤めた場合だけ優遇措置を講ずるということの意味は非常に分かりにくくなっております。これはぜひ見直しが必要だと思います。

以上です。

○中里会長

増田委員、お願いします。

○増田委員

共通認識という意味で、私も一言申し上げておきたいと思います。

内容については、これまで各委員からお話のあったことと重複しますので簡潔にしますが、去年の暮れに新しい経済政策パッケージができました。内容については是非はともかくも、もう既に政府の方針として決まって、それが今年の骨太方針で上書きをされるという形になっております。社会保障に対しての持続可能性について様々な疑問も出てくる中で、当面の足元の不安と先々の将来不安と二つあるとして、当然、消費税を引き上げて将来不安について解消していくという方向が必要だと思いますが、足元の不安解消という意味で、是非はともかく幼児教育の無償化ですとか保育、介護人材の処遇改善とか、その中で様々なことが盛り込まれています。

そもそも、8%から10%になるときに、例えば、低所得年金生活者に対して、確か毎月5,000円だったかと思いますが、給付金を支給するとの内容も既に決まっております、様々なことが政府から発表されている。このような足元で起こってきている様々な不安に対して、そういう政策を打っていくということをはっきりと意思表示してい

る以上、それに対する財源としての消費税の引上げは必ず行われないと大混乱するということとして、恐らく引上げの撤回はないとは思いますが、ごくごく一部の報道で、来年10月の消費税の引上げが本決まりではないというのをたまに見ることがあるのですが、ここはきちんとした消費税の引上げが必要だという、この認識は必ず共有しておかなければいけないと思います。

もう一つ、先ほど赤井特別委員から御指摘がございましたが、臨財債の増加が大変目立つようになってきて、この地方財政の中でこの問題、大体多くの知事などは、これは通常の借金とは違うからという説明を地元の住民にはして、後で国からきちんと補填されるもので、これを借金とは捉えないというような言い方を多分議会などでやっているのだと思いますが、こうした説明は現実をきちんと直視しているものではない。ここまで額が膨れ上がってくるとすると、先ほど赤井特別委員の方からいみじくも二つのことをおっしゃっていましたが、一つは偏在是正が非常に重要ですから、そういった形で地方の法人二税の偏在是正にきちんと取り組むということと、税率がどうかという問題もやはり踏み込んでここは議論していかないと、ある意味、住民の将来不安に対応していくためにも、そういう議論が必要ではないかと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、野坂委員、神津特別委員の順番でお願いします。

○野坂委員

ありがとうございます。

財務省と総務省の説明を伺いまして、改めて国家財政も地方財政も大変深刻であるということ認識した次第です。

先ほど高田委員から、マクロ経済的には有事から平時だという御認識をいただきました。まさにそのとおりだと思うのですが、一方で、この財政については一段と危機が強まっているという認識をしなければならぬと思っています。

再三、ほかの委員の方もおっしゃられていますが、まずは来年10月の消費税率8%から10%への引上げを予定どおり実施するということは大変重要だと思います。また、将来的には中長期的には10%でおさまらない可能性が高いと思いますが、とにかく社会保障費の抑制とともに必要な社会保障財源は確保していく。大変難しい道ではありますが、特に若い世代、税調はこれまでも若い世代、現役世代のことをかなり重視して考えてきた経緯がございます。それも踏まえまして、消費税率についても若い人たちの将来不安を解消し、そしてまた日本の将来を展望できるような消費税率の将来の姿、負担と給付のあり方も視野に置いていかなければいけない。要するに10%以降のことについても長い視野で展望していくようなことがこれから求められていくと思っています。

また、今、安倍政権は全世代型社会保障ということで、三年間で一定の方向を出したいという方針を打ち出しています。方向としては大変妥当だと思いますが、三年というのは長いようで短いといえますか、大変短い間で結論をある程度出さなければいけないということで、重い課題だと思います。その中で、政府税調としても税制面で全世代型社会保障を描く上で税がどういう形で支えていくことができるのか、非常に丁寧な議論が必要だと思っています。

また、地方については、先ほど来、増田委員など、地方財政についても触れられています。今、都市部と地方の税収の偏在の問題も話題になっておりますが、双方が明るい展望が見えるような、国や都市部が潤うだけではなく、地方も潤うよう、やはり双方に目配りしたような税制というものをどうやって描いていくのか、それもまた大変重要なポイントだと思っております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、そして、田中特別委員の順番でお願いします。

○神津（信）特別委員

平成元年に消費税が導入され、その後、数度の増税が行われてきました。その度に経済への影響が懸念されてきたわけですが、政府が様々な施策を講じ、それを何とか乗り越えてきたわけです。今回も、買控え等に対する政府の対策は十分なものであると評価しているところです。

来年の増税については、社会保障の財源を含め、断固として実施していただくことを、我々、税務の専門家としても望む次第ですが、今回の増税で一番違うところは、軽減税率が導入されるということです。我々、中小事業者を指導する立場として、今、関与先に対して軽減税率制度等の指導に努めているわけですが、飲食業の方々を中心に、適用税率や会計処理等について細かい配慮をしなければならないという点を一番危惧しているところです。

中小企業の様々なそういうコスト負担を考えると、制度がスムーズに運用されるためには、余り枝葉末節にこだわらずに執行面で柔軟な対応をして、中小事業者が安心して、10%時代になって日本の将来のために備えるのだというようなことを行っていたきたいと切に思う次第です。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

私からも冒頭、田近委員が言った社会保障費の財源をどうするのが、現実的な

大きな問題だということについて国民的な理解をしっかりと求めるように、説明をすべきだと思います。

今の消費税を値上げしたときに様々な問題があるということの根本は、まず何のために消費税を上げなければならないのかというようなことがよく理解されていないということにあると思うので、ぜひその辺の広報をしっかりとやっていただきたいと思います。

商工会議所での調査だと、約八割の事業者が軽減税率の準備に取りかかっていないという、直近でそういう結果になっています。また、軽減税率が全部の企業に影響するのだということも理解していない。今、神津特別委員が言われたとおりであり、もう一つは消費税率を確実に引き上げるというようなことがはっきりと明示されていない。また先延ばしになるのではないかとこのように思われているところがあると思います。

消費税を上げなければいけないという議論が大分前になってしまったので、またもとに戻ってしっかりと、上げなければいけないという説明をし、国民の理解を仰ぐべきだと思います。また、特に中小企業にとって価格転嫁ができなくなるというのが一番困る現象だと思います。国民が理解をして需要の平準化を図っていくことが原則であって、価格について中小企業者が価格調整をするというようなことは、その後の話、商売上の話で、これを率先して政府が考えるというようなことではないと思っております。その辺のことが、直近として一番大事なことだろうと思っております。

○中里会長

ありがとうございます。

翁委員、お願いします。

○翁委員

私も消費税のことに関しては皆様と同じで、今回の引上げをしっかりと実施していくことと同時に、今後、多くの方が、国民が持っている将来不安に対して応えられるような社会保障財源と膨らむ一方の社会保障の出の方をどういうように、パッケージで本当は議論していかなければいけないと思うのですが、今後、超高齢化社会に入っていく中で、そういった議論をしっかりと行っていくということが重要なことと思っております。

あと金融の関係ですと、やはり超高齢化で、今、金融老年学というのも出てきておりますが、高齢者に金融資産が非常に多くなってきておりまして、そこをうまく生かして大きくしていくこと自体も高齢者の生活を支えることになってきますので、そういった観点や、あと自助努力型の金融資産形成というのは先ほど会長からも最初、御紹介がありましたが、様々な金融商品、iDeCoとかNISAとか出てきておりますが、こういうものをトータルに一度、金融所得課税について、また金融資産課税について、見ていく必要があるのではないかと考えております。

あと退職金税制については、働き方改革について大田先生がおっしゃいましたが、私も同じような意見を持っております。

○中里会長

ありがとうございます。

加藤特別委員、お願いします。

○加藤特別委員

先ほどから軽減税率に対して事業者の負担が非常に重いということと、それに対して何らかの措置がとられなければならないということをはかの委員の方からお聞きしましたが、やはりこれはかなり深刻に考えるべき問題で、事業者の負担というのは経済的な負担ということで経済に対する影響を考えなければいけませんし、そして、それに対して何らかの形をすることを政府がやるというのは、それによって税収が使われるということになると思います。

軽減税率に関しては、もう決定されたことではありますが、一言で言えば、定率で課税して逆進的なら、定率で減税しても逆進的であることはプラスマイナスが反対なだけなので全く変わらないわけで、それが何らかの形で低所得者対策になるというように信じられてやられているわけなのですが、それだけのコストに見合うものなのかというのは実際にそれを運用するときにもう一度考え直すべきことではないかとは考えています。

実際、IMFなどは途上国には軽減税率を許すのですが、理由はあなた方が社会保障制度をきちんと運用できませんから、一言で言えば窮余の策として軽減税率という形で使われているということも日本国内ではほとんど議論されておられませんので、そういうことも含めて少し専門性の立場からは考えることもあるのではないかと考えております。

○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

高田委員、どうぞ。

○高田委員

すみません、二回目になって申し訳ないのですが、この消費税の議論ですが、先ほど私、2020年代を展望して持続性のあるということで申し上げたのですが、考えてみますと、消費税が最初に上げられたのが平成元年ということですから、そういう中で平成30年、平成の時代の中でこれが変わるというのは、ある面で言って初めてそれまでの平成の状況というものがバブル崩壊後の極めて有事に近い状態だとすれば、平時になってから初めての消費税というような形になるのではないかと思います。

すなわち、改めて新しい時代の中での消費税のあり方というようなこととなると、税のミックスの中でどのぐらいの消費税という部分が我々、今後、今の高齢化の中で

のウエートになる、もしくは徴税としてのあり方になるのかということも考えていてもいい局面なのではないかなと思います。

今回、消費税ということになるのですが、我々、今回の消費税の効果というものをいろいろ議論していく中で、特に個人消費への影響は三つのルートがあると思っていますのですが、一つが例えば駆け込みと反動みたいな部分、二番目が所得効果といたしまししょうか、実際に税額が上がることによる実所得がどういうように影響するか、三番目が節約志向効果と我々は呼んでいるのですが、体感物価が上昇して節約志向が強まることによる消費への影響ということになるのですが、例えば今回の状況を考えると、最初の代替効果についてみると、前回の2014年時代というのは3%の引き上げではあったのですが、その後、2%の引上げがみえていましたので5%上がるということが前提にいろいろ行動していた。それに比べると今回は2%でその分が限られる。所得効果につきましては、今回、様々な対応策が得られておりますので、そういう意味では実質所得の低下は少ない。

3番目は節約志向というところについて見ますと、今回の軽減税率が要は食べ物を中心とした必需品ということになりますので、そうしますと、そうした体感物価の引き上げ度合いも少ないというように考えることができますので、そういう意味からすると、今回の状況というのは比較的影響が小さくなるような、様々な意味での対応策がなされている、そういう安心感みたいなものもある程度広めていく必要があるのではないかなと思います。いずれにしても、こういう新しい平時になった持続性がある初めての平成の中での局面の中で、改めて消費税のあり方の重要性というものを考えていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○中里会長

それでは、宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

先ほど高田委員からお話がありました、確かに常時というか少し落ちついてきていると思いますので、今は、様々なことを考えるのに ちょうどいい時ではないかなと思います。話題としては、やはり消費税。2%とか3、次の2ということが余りにもスポットライトを浴び過ぎていますが、それ自身より、それともう一つは非常に財政の状態が極端に悪いことを話題にしなければならないと思います。

ただ、少子高齢化と言いますが、私自身は高齢者の中でもかなりの高齢者になりますが、いずれは寿命というものがありますから、必ずそう遠くない時期にみんなだんだんいなくなるわけです。そうすると、長い目で見るとそうした方の資産の問題も社会に必ず還元されていく。つまり、今、中期からある意味でのちょっと先の長期では、還元されていくことが非常に大事な問題だということをはっきり認識した上で、その次に、その間をどういう方法で社会が吸収していくかを考える必要があると思います。

つまり、社会というものは、様々な形で吸収したり耐えていく耐久力というのが一般の企業とかそれぞれ個々のものより、かなり大きな形で有しており、規模のメリットや時間の差をうまく使ったり、システムの差を使うことによって、世の中は、様々な吸収機能を持っていると思うのです。

特に日本の社会は、そういう意味での吸収機能が強いところであると思います。その辺をやはり非常にもう少し長期にみて、こういうところでそういう問題が消えていくタイミング、それをどういうように待つか、それまでの間にどういうように我慢すればよいかということで、例えば相続税とかそういう問題も、今、上げておくということがあった場合に、それが社会にどういう貢献をするかを考えるべきだと思います。

それよりも、そのときに、その部分と、いずれ今度はそういうものが還元された後に出てくる社会というのはどうなるか。例えば、もう少し時間のファクターが高ければ、今の医療費の問題を例に考えると、今は不可能なことでも、高額な治療が行われていますが、その治療に何年ぐらい耐えられて、それをどういう形で使うかということなど、どんどん科学技術の進化で生産性なども上がっていきますから、そういうものとのミックスなどでも、もう少し税を考えると、やはり将来に少し長い目で見れば、幾つかの吸収とかに耐えていくというストーリーの中で、こういうことに、こういう税はありますなどと見えてくるのではないのでしょうか。

例えばその中で社会に安心感を与えるためにも、消費税もそうですが、ある程度ブルー本で全体の税が社会の中にどれぐらいの位置を占めているかということや、大体これぐらいのレベルであれば過去の様々なところの事例や、どういう社会で、先進国やその他で、我々が比較するようなちょうどよい社会が幾つかあれば幸いですが、もし比較するものがなければ、それを合成してもいいと思うのですが、そういったものを少し示しながら、幾つかの耐えていけるストーリーがある中でこのように、制度ですよ、というようなことを財務省、総務省の皆様にご議論いただき、そういう意味で、もう少し長期に、社会の吸収力とか、この山を越えると次に何かあるかなということを含めた上で、税というものを議論できるようにされたらいいのではないかなという感じがしました。

○中里会長

含蓄の深いお考え、ありがとうございます。

それでは、井伊委員、お願いします。

○井伊（重）委員

この政府税調の場で、なかなか消費税の議論というのをこれまでされていなかったもので、本当にこういうタイミングを捉えて消費増税の必要性で一致したのだというように、今日のこの議論を御覧になっているマスコミの方はぜひその政府税調の総会の一番最初でそういう認識で一致したのだというように書いていただきたいと思いますし、あ

と先ほど来出ていますように、消費増税の必要性はもちろんそうですし、マクロ的にもこのタイミングでやらなくていつやるのだというようなもの、もうそれは本当によく分かるし、そのとおりだとは思いますが、一方で、消費に与えるマインド、消費税が10%になるという、二桁になるのだという影響はきちんと把握しておかないとまらないので、今、政府が取り組もうとしている、そういう増税前後の経済対策とか、そういうことを含めてきちんと行ってもらいたいと思います。

あと中長期的なところで指摘させてもらおうと、その格差の是正というところで、大田委員とか翁委員なども御指摘されていましたが、やはりストックに対する課税というところ、消費増税はフローに対しての課税ですが、土地と金融商品に対して、高齢者が持ってらっしゃるストックに対してどう把握するかという問題ももちろんありますが、そこに対してもきちんと課税していくのだというようにしていかないと、所得再分配の機能回復というのはいけないと思いますし、これも政府税調の場でぜひとも議論していつてもらいたいなと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

さまざまな御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の議題であります「納税実務」に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、財務省及び総務省から、それぞれ「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応」について、御説明をお願いしたいと思います。

財務省主税局税制一課、大柳企画官、よろしくお願いたします。

○大柳主税局税制第一課企画官

それでは、説明をさせていただきます。

右上に総17-3とあります資料を御覧ください。

まず目次です。今回はまず「税務手続の電子化に向けた取組状況」、そして、右側にあります「経済社会のICT化を踏まえた納税環境の変化等」ということを2つの柱として御説明をしたいと思います。基本的に前回の昨年の中間報告②で御指摘いただいた事項につきましてフォローアップを行うということとさせていただきたいと思ます。

資料の2ページです。スライドは4ページを御覧ください。これが昨年報告いただきました税務手続の電子化に係る考え方の概要です。

一番上の四角の中ですが、電子化の意義ですが、これについては、「働き方の多様化が進展し、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用を通じて全ての納税者が簡易、簡便・正確に申告等を行うことができる環境を整備する。そして、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやりとりできる姿を

実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性の向上を図る」というのがその意義だと指摘をいただいております。

3 ページです。こちらは電子化と個人所得課税等の制度改正との関係について触れたものでして、一番下の緑色の三角の下から支えているところですが、電子化につきましては、より複雑で高度な制度設計を可能とし、そしてまた、そのインフラにより制度の適正な運営、納税者利便に資するというので、要すれば、より精緻な制度改正を可能とするとともに、その適正執行を支えるインフラとしての側面があるという御指摘をいただいているというところです。

4 ページは、昨年御議論いただきました各種の取組みにつきまして、それを工程表の形でまとめたというものです。

まず、左側の色がついていないところの◎印につきましては、財務省におきまして所要の改正等を前提として実施をする。全て数年間で実施をしていこうとしているものです。

右側の☆印がついているところですが、実施に当たり、関係省庁などの協力を得ながら、タイムリーに取組みを進めるということで整理をしたものです。

それを踏まえまして、昨年、30年度税制改正、5 ページですが、30年度与党税制改正大綱におきましても、政府税調と同様、「経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においてもICTの活用を推進し、納税者が簡便・正確に申告を行うことができる利便性の高い環境を整備する。さらに、データの円滑な利用を進めることにより、コストの削減、生産性向上を図ることが重要」ということで、大法人の電子申告の義務化等の措置を講じたということです。

そして、税務手続の電子化の推進につきましては、「今後とも適正課税の観点を踏まえつつ、進展に遅れることなく対応を進めていく」べきだという指摘をいただいております。

6 ページです。これが30年度改正、先ほど御覧いただきました工程表に、30年度改正で何を行ったかというのを盛り込んだものです。

まず上の方、年末調整ですが、年末調整が基本的にオンラインで完結するという仕組みを税制上、整備をさせていただきました。さらに法人のところですが、大法人の電子申告の義務化を措置したということです。あと細々としたものも結構行っております。

7 ページですが、これは、大法人の電子申告の義務化についてです。基本的にはデータを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めながら、大法人について電子申告の義務化を図るということといたしました。従来の手続きをそのまま電子化したということではありませんで、右側にありますとおり、提出書類等のスリム化を図り、さらにデータ形式の柔軟化といった措置も講じております。

続きまして、年末調整です（8 ページ）。基本的に電子で年末調整手続が完結する

という仕組みを整えているところです。上の吹き出しの二行目ですが、「改正前の制度においては、書面で源泉徴収義務者に提出がされていた生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る書類につきまして、電磁的方法による書類の提出を可能とする」という措置を講じたというところです。

以上が30年度改正の概要です。

次のページからは、昨年、御指摘いただきました各種の措置につきまして簡単にフォローアップをさせていただきたいと思えます。

まず個人所得課税関係です。「『スマホ申告』の実現」ということです。現在、スマートフォンによる電子申告はできないという状態になっておりますが、やはりこれはスマートフォンによる電子申告を進めるべきであるという主張、御意見をたくさん頂戴いたしました。そこで、国税庁のほうでは、31年1月から右側の欄ですが、利用者の多い、医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除に係る還付申告をされる方を対象としてスマートフォンによる申告を来年の1月から開始するということです。

そして、32年からは対象を全ての給与所得者や年金収入のある方にも拡大して、所得控除には基本的に全て対応するという形で進めるということです。

さらに、スマートフォン申告をさらに進めるという観点から、一番下の●ですが、さらなる利便性向上のため、紙でもらった源泉徴収票などをスマートフォンのカメラで撮影し、OCR機能のようなものを使いまして確定申告書の作成コーナーに自動入力できるといった機能を現在、技術的な課題も含めて検討しています。

続きまして「e-Taxの認証手続の簡便化」。これも使いにくいということで改善すべきであるという御意見をたくさん頂戴いたしました。

まず31年1月、来年の1月からですが、厳格な本人確認に基づいて通知をしたID・パスワードのみ、マイナンバーカードなしでe-Tax利用を可能とするということがございます。さらに、現在ですとマイナンバーカードを使った場合にID・パスワードも入れなければいけないということになっておりますが、マイナンバーカードを用いていただいた場合には、ID・パスワードの入力なしでできるようにするというのを来年から始めるということです。

さらに、32年からですが、スマートフォンからでもe-TaxのID・パスワードの入力なしでe-Taxができるという形ですという取り組みを進めるということです。

続きまして、確定申告手続です。現在、納税者は各種控除関係書類を書面で収受し、申告書を作成するという状況にあります。30年1月、今年の1月からですが、確定申告において医療費通知データを活用して医療費控除申告が可能となっております。さらに、33年1月、これは予定ですが、マイナポータルの利用拡大をすべきだという多数御意見をいただいていたことに応えるような形で、確定申告書作成コーナーとマイナポータルを連携させて、控除証明書データがマイナポータルに入っておれば、それをクリックして確定申告書作成コーナーに自動転記して簡便にe-Tax送信が可能とな

るというものを開発する予定です。こうしたことができますよう、関係省庁との協議を開始していると聞いております。

12ページですが、年末調整の手続です。現在、雇用者、源泉徴収義務者が年末調整手続で書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っているところです。これを、基本的には全て、上の欄ですが、年末調整につきまして控除関係機関（保険会社・銀行等）から従業員に電子で送付され、それを雇用者にとさらに電子的に送付するという流れを電子化するということです。

具体的には、32年10月からですが、生命保険料控除等の年末関係書類につきまして、電磁的方法による提出を可能とする。今、国税庁の方におきまして、簡単にその控除申告書が作成できるよう、そういうシステムを作っているということです。控除関係書類、電子的に送付された控除証明書等をシステムに取り込めば、自動的に年末調整申告書が作れて、さらにそれを勤務先にそのまま送れるというものを開発中です。

さらに、先ほど確定申告のところでも御説明しましたが、確定申告コーナーと同様にマイナポータルに様々な情報が格納されれば、それをクリックして自動的に申告書ができるというシステムについても開発を進めるということです。

少し飛びますが、14ページ、手続きのワンストップ化です。現在、国税・地方税・年金等の手続が個別に実施されているということですが、これにつきまして字が小さくなっておりませんが、下の方の参考のところのデジタル国家宣言・データ活用推進基本計画、本年6月15日に策定されたものですが、企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要ということで、まず従業員のライフイベントに伴い、企業が行う様々な手続、今、ばらばらにされておりますが、これを32年度にワンストップサービスが開始できるよう、取り組みを推進するというのがまず第一弾です。

さらに第二弾としまして、企業が有する従業員に関する情報を企業と行政機関との間のデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提出を不要とし、ワンズオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるというように、一々企業から各種の役所に対して情報を提出していただくのではなく、情報連携で行政機関が必要なものを企業のほうにもらいに行くというようなものも検討しようではないかとなっております。それは本年30年度中にロードマップを策定するというようにされていくところです。

15ページ、前半はe-Taxの義務化ですので飛ばさせていただきます。下の方です。これもワンストップ化ですが、法人関係手続のワンストップ化ということです。現在、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施しているということですが、これも下の方の参考、本年の未来投資戦略2018におきまして、マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて検討を開始する。登記後の手続のワンストップ化は来年度中に、さらに定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンズ

トップ化は平成32年度中に実現するという一方で、まず登記した後の各種手続は来年度中に実現する。さらに全体の手続については32年からというように決まっているということです。

その次はデータ連携の拡大です。国税・地方税の法人設立関係手続の電子的一元化ですとか、情報提出の重複を削減するということです。31年においては、法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届け出の電子的提出の一元化。さらには32年からは国・地方を通じた財務諸表の提出の一元化といった措置を検討するということです。

17ページ、電子帳簿についてです。電子帳簿も大分利用者が増えてきておりますが、まだまだ利用が促進されないという状況にあります。帳簿書類等の正確性を担保する仕組みにも留意しながら、この制度の利用を促進し、文書保存に係る負担を軽減するという一方で進めております。この点につきましては、30年度税制改正におきまして、電子帳簿保存の要件を満たした者につきまして65万円の青色申告特別控除を適用ということで、10万円のインセンティブが付与されているということです。

電子帳簿保存法につきましては、現状のままではいいと考えておりませんで、よりよいものになるように電子帳簿やスキャナ保存の活用が促進されるような見直しを検討したいと考えております。

最後に納付のキャッシュレス化です。地方税の電子納税のインフラ整備が大分進められております。これに合わせて国税の納付も利便性を向上させる必要があるということです。国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減する。今後はキャッシュレス化の推進を図り、窓口納付の縮減に向けた検討を進めてまいります。

19ページ以降は政府全体における現在の行政手続の電子化の取組み状況と税務手続における対応状況を簡単に御説明させていただきます。

デジタルガバメントの実行計画におきましては、政府はデジタルファースト、ワンストップ、コネクテッド・ワンストップという3原則に沿って、あらゆるサービスを最初から最後までデジタルでできる、完結させるということを目指しております。

下の方の欄ですが、内閣官房は、各府省の協力を得て、行政機関とのオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃を実現するため、デジタルファースト法案を速やかに国会に提出するという事になっております。

デジタルファースト法案ですが、まず行政機関に原則全ての行政手続をオンラインで実施する義務を課すということ、さらに、21ページですが、添付書類のデジタルデータでの提出をつける義務を行政機関に課し、紙の添付書類を削減する、撤廃ということが主眼になっております。

国税の手続ですが、22ページ、①住民票につきましては、平成28年分以降、住宅ローン控除などにおきまして添付省略を実現しております。年間約60万件、削減が図られております。

②商業登記の情報、登記事項証明書ですが、法務省との情報連携により、年間約10万件の省略を実現しているということです。

③戸籍につきましては、法務省において新たな戸籍情報システムに関する検討が行われているところ、その検討状況を踏まえ、情報連携の可能性について検討してまいりたいということです。いずれにせよ、行政手続の原則オンライン化につきましては、今後ともこの法案の趣旨等も踏まえて進めてまいりたいと考えております。

今までのが税務手続の電子化に向けた取組みということで、ICT化の中での行政側の取組みを紹介させていただきましたが、続いては、ICT化の進展に伴いまして、所得の稼得手段ですとか対応など課税を支えるところに各種の影響が生じるという点の説明です。

24ページは昨年の中間報告ですが、少し読みづらいですが、一行目、ICT化の進展に伴い、デジタルエコノミーが発展し、二行目、オンライン取引が拡大、ギグエコノミーも増えているということです。

最初のポツですが、そのICT化が進展した取引においては、匿名性が高い。一対一の取引ではなくネットワーク上の全市場参加者の多数対多数のマッチングが行われる。さらに、次のポツですが、直接接触し、取引が行われるということで、従来型の経済取引を前提とした各種仕組みや制度がこうした取組み実態に十分追いついてない側面がある。デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する方の所得をいかに適切に把握するかというのが論点になるという指摘を受けております。

25ページです。この点につきましては、昨年の中間報告におきましては、「デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においてはまだ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある」という指摘を頂戴しております。

まず、「税制以外の制度の整備状況を踏まえ」という御指摘がありますので、今後の議論に先立ち、昨年11月以降の動きを含めて次のページ以降で整理を簡単に行っております。

まずシェアリングエコノミーに関する近年の動向です。左側、「シェアリングエコノミー全般」ということですが、昨年6月ですが、シェアリングエコノミー協会におきまして自主的にシェアリングエコノミー認証制度というものを開始しております。業界の自主ルールを策定するとともに、このルールに適合した事業者を認証するという仕組みです。利用者の本人確認をするというのも審査項目の一つとなっているようです。

右側、民泊ですが、29年6月に住宅宿泊事業法が成立しまして、本年6月にその法律が施行されております。この法律におきましては、民泊のホストにつきまして、都道府県知事への登録を義務化するとともに、右下ですが、そういう登録情報ですとか

実際の宿泊された方の数などのデータベースを作ることになっておりまして、そのデータベースにつきまして、国税当局を含む関係行政機関で情報を共有するという仕組みになっているということです。

仮にこうした業法で一定の報告を義務づけ、それをシェアしていくという仕組みは比較的成本が低いものと考えられますが、なかなか全ての業態に対してこういうものを仕組んでいくのは容易でないというような感じがいたします。

27ページはシェアリングエコノミーの業界の状況です。既にこのように、民泊ですとか乗り物のシェア、物のレンタル、中古品販売、クラウドソーシング等、多岐にわたっております。今後はさらにいろいろ出てくる可能性もあるということです。

さらに28ページ、市場規模ですが、内閣府の試算におきましては、現在、5,000億円程度の規模になってきているということです。これもさらに大きくなることが予想されます。

次はシェアリングエコノミーのほか、社会的な関心を集めている分野として仮想通貨取引です（29ページ）。29年4月に改正資金決済法が施行されて、取引の仲介を行う交換業者については登録制が導入されているということですが、その後、法律が施行された後、代表的なビットコインを初めとして価格が高騰し、取引が急速に普及したのは御承知のとおりです。さらに、億り人などと言われるように高額な所得を得られている方も生じてきているということです。

下から二番目の平成30年2月から3月の所得税の確定申告状況ですが、仮想通貨取引を含む雑収入が1億円以上あった申告の件数は、国税庁の調べによりますと331件となっております。

さらに国税庁におきましては、仮想通貨取引を行っている納税者が簡易かつ適正に申告を行うことができるよう、業者や金融庁との間で研究会を開催し、協議を行っているということです。内容についてはまた詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

30ページは飛ばしまして、31ページ、最後です。今まで特にデジタルエコノミーに関して御説明してきましたが、税務行政が直面している課題は必ずしもデジタルエコノミーに限らないということで、国際化ですとか金の取引、金の密輸の増加といったものについても指摘をさせていただいております。こうした分野を含めまして、納税者が自主的に円滑かつ適正に申告をしていただける環境を整備するためにはどうすればいいのか、引き続き検討していく必要があると考えております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、自治税務局、川窪企画課長、続いてお願いします。

○川窪自治税務局企画課長

それでは、資料の総17-5です。17-5の説明資料、総務省という表紙のついている資料を御覧いただければと存じます。

二枚進みますと右下に1ページというページのあるところからです。スライドで言うと三番目のスライドということになりますが、右下のページで申し上げたいと存じます。

総務省からは、この電子化の話を中心に、税務手続の改善の進んでいる状況などにつきまして御報告させていただきます。

1ページは、昨年の政府税調でおまとめをいただいております中間報告の税務手続の電子化等の推進の中の地方税関係部分の概要について、改めてまとめたものです。四角のところに書いていますように、地方税の特性を踏まえまして、全国共通のシステムを利用した税務手続の電子化を推進するということが納税者の利便性の向上、そして、官民双方のコスト削減につながるということで、以下、一番、二番、三番にありますように、共通電子納税システムの関係、また、電子申告等の関係、そして、マイナンバーの関係ということで御指摘をいただいております。

この話の前段に「地方税の特性を踏まえて」とありますが、ここで昨年も議論いただきました地方税の特性と申しますが、当然のことながら地方税ですので、各地方自治体へ申告なり納税なりを行っていただいております。その関係で、全国各地に支店、営業所をお持ちの法人における法人関係の地方税でありますとか、従業員の方が複数の市区町村から通ってくるというような場合の天引きされる個人住民税でありますとか、要は複数の自治体に申告ないし書類の提出あるいは納税というようなものを行っていただくという地方税の特性のもとにおきまして、全国共通の1つのシステムでそれが実現できるということが非常に大きなメリットにつながるであろうという議論の前提があったということです。

そういった前提で考えてまいりますと、一ポツにありますように、共同収納とも通称呼ばれておりますが、全国共通で地方税を納付することができるシステムを実現するというので、そのための法制面の対応も含めて必要な措置を講じるべきという御指摘をいただいております。

また、二ポツでは、電子申告の関係におきまして、地方団体間で共通になるような入力項目の事務の重複を排除するという。また、国税との関係でも同じ共通入力事務については共通でできるというようなことを含めまして、電子申告についての手続を簡素化していこうということ。そして、電子申告の義務化も含めまして、大法人の義務化も含めまして、電子申告の実施率をしっかりと高めていくということ。また、個人住民税につきましては、納税義務者用の特別徴収税額通知についての電子送付の仕組みを検討するという。これらを大きなポイントとして御指摘いただいていたところでした。

また、マイナンバーにつきましては、本格運用が開始されたということ踏まえま

して、国・地方の税務当局間でのデータ連携などを行いつつ、マイナンバーを用いた地方税関係情報を適切に把握し、それを様々な行政分野に生かしていくということが重要だという御指摘をいただいていたところです。

これらを踏まえまして、2ページですが、平成30年度税制改正におきまして、幾つかの制度改正を行ったところです。大きな改正として一つ目の緑の箱に書いてありますように、地方税共通納税システムの導入を今から言う一年後、平成31年10月に稼働できるよう、システムの準備もいたしますし、法改正も行ったということです。

これの法改正といいますのは、共通の電子納税システムを今、共通の電子申告のシステムでありますeLTAXのシステムの機能拡充の形でつくるわけですが、システムを作るだけであれば、それは法改正がなくてもシステムはつくれるわけですが、法改正をしたポイントは、納税者の立場から見たときには、そのeLTAXの機能として整備される共通納税システムにお金を振り込めば、そこで個々の自治体に対する納付の義務が果たされたことになるということを法制的に手当てしているということです。

正確に申し上げれば、このeLTAXのシステムが地方自治体側の税の収納という事務の一部を行うというように法律で書くことによりまして、eLTAXシステムにまとまった金額を入れれば個々の自治体への納付の義務が果たされたことになるという法改正を行っているということです。これを共通納税システムの稼働の平成31年10月に合わせて施行するという改正を行っております。

次の二ポツ、電子申告関係につきましては、先ほどの国税と同様です。大法人についての義務化の法改正を行っているところです。また、給与支払報告書等の提出義務基準についても引下げを行いまして、より小規模な企業でも給与支払報告書はeLTAXを通じて電子で出さなければならないという仕組みにしたというものでございます。マイナンバー関係につきましても実務上の対応を順次行っておりまして、データ連携につきましても昨年の秋から実際運用が始まっているということです。

続いて3ページ以下は、今、法改正を行ったと申し上げました三点につきまして、簡単にその概要を説明している資料でございます。国税と重複する部分は簡単に申し上げることにとどめさせていただこうと思っております。この3ページから次のページに掲げております共通納税システムについては地方税特有の新たなシステムでもありますので、若干PRも含めまして説明させていただきたいと思っております。

3ページの絵は昨年も御説明申し上げましたとおりでして、複数の市区町村に納付を行う企業の立場から見たときに、この青いeLTAXシステムのところにまとまった金額を1つ納めていただければ、そこから先は自動振り分け納付が行われるというシステムです。

まず左の方にネズミ色で書いてありますように、これは結構対象件数があるものでして、地方法人二税について申し上げれば、法人住民税について言えば申告件数で約427万件ありまして、これらについて特に事務所、事業所、支店の多い会社にとっては、

それを1個の手続で行えるというのは非常に大きなメリットがあるということになります。

また、個人住民税の給与所得に係る特別徴収、いわゆる天引きで納めていただくサラリーマンの住民税ということです。こちらにつきましては対象者が4000万人いるということです。4000万人について天引きをして、それを毎月天引きした分を毎月納税者、いわば従業員の住所地の市区町村に納めていただきますので、これは結構な行き先と件数があるということになります。

これを自動化できるということで、4ページにありますようなメリットがあるということです。納税者の方のメリットを中心に御説明申し上げますと、この対象税目、先ほど申し上げました地方法人二税と個人住民税の天引きというのが大きいわけですが、それらの税目につきましては、平成31年10月から一斉に全ての自治体に対して可能になります。

これは電子申告のときのことを思い出しますと、電子申告というのは、eLTAXシステムは作ったのですが、個々の自治体のほうのシステム対応がまだできていない町村が幾つか残っていますみたいな話が数年にわたってありましたが、こちらの電子納税のほうはそういうことがなく、1,700団体全ての自治体に一斉に平成31年10月からは現実に納付ができるようになるところがポイントです。

自治体側のシステムは大丈夫なのだろうかという御意見もあるかもしれませんが、自治体の方のシステムは改修しなくとも、このお金が納まるという共通納税システムについては稼働いたします。これは自治体のほうで、細かい話になりますが、あとは共通電子納税システムから送ってきた納付に関する情報、送ってきた情報を手入力で入れ直さなければならないか、自動で基幹システムに入力できるかということでは自治体の対応が必要になりますが、いずれにしても、納めるということに関してはできるようにするというところがポイントです。

二つ目の黒ポツにございますように、一度の手続きでと言ったときに一度というのが回数として一度であるというだけでなく、金額も自治体Aに3万円、自治体Bに5万円、自治体Cに8万円みたいな話のときには、3万、5万、8万がそれぞれ電子でできるということになるだけでなく、3万と5万と8万を足しました16万円という一個の金額を一カ所のeLTAX口座に入れていただければいいということですという意味でも、これは結構大きな簡素化になるというのが二つ目の黒ポツです。

三つ目の黒ポツは、ダイレクト納付ができるようになるということが結構重要だということとして、これは税理士会等からもいろいろ御要望があり、それにお応えする形になっているということなのですが、税金を申告納付する際に、その金額をいわば入力してシステムに入った納付情報を使うわけですが、インターネットバンキングでいわばプッシュ型で納付するということと、ダイレクト納付で、いわば口座振替のように口座から引き落とされるという形で落とされるという場合とではかなり振込権限

を申告している実務家、税理士さんあるいは担当者に任せてしまうかどうかということにつきまして、結構インターネットバンキングの権限までお任せするのは躊躇するなという御意見がありました。これにつきまして、ダイレクト納付で対応できるというのは非常に重要なポイントでして、ここのところを平たく言えば売り込みながら、これの1年後以降は普及を図っていきたいと考えているところです。

5 ページ以下、5 ページは電子申告の義務化、これは先ほどの国税と同様な改正です。

また、6 ページも提出基準の引き下げということで、より小さな規模の企業でも給与支払報告書を電子でお出しいただくようになるという改正です。

7 ページは平成30年度改正で改正したのではなくて、30年度税制改正の際、与党の税制改正大綱にもこれを実現すべく検討すべしということが明記されたという御紹介ですが、昨年も御報告申し上げましたように、企業で天引きされる個人住民税の天引きに関しまして、天引き金額を通知するという特別徴収税額通知という仕組みがあります。これの個人に渡っていく個人向け短冊のほうにつきましても、電子でできるような方策を検討すべしということが与党大綱にまで書かれるというところまで来ましたので、いよいよこれを検討していくという時代になってきたというものです。

8 ページ以下は、先ほど国税のほうで御説明をいただいた内容とほぼ同様の内容につきまして、8 ページ、そして、9 ページ、また10ページ、11ページと整理していますので、御参照いただければと思います。11ページの下半分のeLTAXの利便性のところが地方税独自の内容となっているものです。

最後、12ページと13ページですが、12ページは電子申告の申告率が伸びてきておりました、平成29年度実績では、中小企業も含めた全体で66%というところまで法人関係の申告は伸びてきているというところです。

また、最後の13ページは、冒頭に地方税の特性と申しました地方税の特性の一つに、個人に対する税はほぼ賦課課税の税目、個人の方が納めていただくのは自動車税でありますとか固定資産税とか、そういう賦課課税の税目については納付の手段を広げていくことが重要だというところがありますので、この納付の手段の広がり具合ということを取りまとめたものでして、5年前、平成24年度との比較におきましてというデータも載せさせていただいておりますが、コンビニ収納やクレジットカード納付も大きく増えてきておりますし、さらに最近では、いわゆるスマホアプリでバーコードを読んで決済するというボタンを押せば納めることができるということを採用する団体もかなり急速に増えてきているという状況にあるということでございます。

以上、地方税の納税環境の整備に関する御説明をさせていただいたところでございます。

私の方からは以上です。

○中里会長

川窪課長、ありがとうございました。

納税者の利便性の向上のための様々な改革がかなり進んでいるというのが御覧になれたのではないかと思います。

今、国税・地方税ともに詳しく御説明いただきましたが、委員の皆様において、なお御意見、御質問等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡村委員、どうぞ。

○岡村委員

どうも御説明ありがとうございました。

今日の御説明の中で、新しい経済活動が出てきたときの自主申告をどのように促進していくかということがこの税制調査会としても非常に重要な問題ではないかというように考えます。自主申告をしやすいような納税環境というものを作っていくというようなことになるのかなと思っております。

今日の御説明の中では、仮想通貨取引に関しまして、例えば関連団体を通じた情報の提供などについて、大柳企画官から御説明いただきましたが、また次回でも結構ですから、もう少しそのところを詳しくブレイクダウンしてお話いただければありがたいと思います。

我々としても、この問題を引続き検討を進めていくことが重要であり、その際には、事務局の方からもう少し様々な資料を御提示いただいで議論を進めていければと思っております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

大竹委員、どうぞ。

○大竹特別委員

ここで言うべきかどうか分からないのですが、関連したことを聞きたいと思います。

電子手続が進んで税の支払い手続が非常に簡単になってきたということはよく分かってきたのですが、もう一步進められないか、と思います。というのは、税情報を使って公的な給付を受け取る時に、もっと受け取りやすくすることができるはずです。例えば社会保障給付を受ける資格がある人、社会福祉を受ける資格がある人というのを税情報から捕捉して、「あなたは給付を受けるチャンスがありますよ」ということを自動的に伝えることができるようにするのです。こういうことができるようにすることで、国民の利便性が高まります。税金の負担をすることで、税金を負担しない人も含めて、国からのサービスをより受けやすくするという便益を増やすことが税システムの電子化の進展の恩恵だと思うのです。

もう一つは、政策効果を測るために税所得情報を使っていく。これは格差について

の実態補足でも重要です。本日の議論でも格差問題というのは重要だという指摘がありました。格差を測る指標がアンケートをもとにした統計調査から計算されています。しかし、統計調査では、低所得者の捕捉率あるいは高所得者の捕捉率というのはかなり低いという問題があります。一方で、税情報は非常にアンケート調査に比べて正確に所得を捕捉できます。その意味で、政府の業務統計を政策に活用していくことが重要だと思います。

また、何らかの政策を実行したときに本当に効果があるのかどうかというのを測ることがエビデンスに基づく政策立案では重要です。ところが、どうしても正確性に欠ける現在の統計手法では限界が出てきているということがあります。これだけ電子化されて税情報がマイナンバーを通じて集約できるようになってきているので、その情報を政策の効果を測るという方向にも使えるのではないかなと思います。給付対象者を税情報から補足すること、政策効果の検証に税情報を用いること、どちらもハードルは高いと思いますが、検討いただければと思います。

○中里会長

行政サービスの向上のためにもう少し使えるように努力するということですね。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。この辺のことはまた御説明いただくというようなことにはたしましょうか。それでは、ほかにはよろしいでしょうか。皆様から多くの御意見の表明、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、前半では、議論を再開するための立脚点といたしまして「税財政の現状等」について意見交換をさせていただきました。かなり皆様からさまざまな意見を頂戴できたと思います。後半においては「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応」について、議論いたしました。

今後の進め方については、冒頭にお話ししたとおりですが、次回、つまり、第18回総会は「納税実務」について議論をさらに進めるとともに、先ほどお話も出ましたが、「資産課税」あるいは「国際課税」についても議論を行うこととしたいと思っております。

さらに次々回、第19回総会は「個人所得課税」に加え、「法人課税」についても議論を行うこととしたいと思っております。

具体的には、連結納税制度に関し、企業グループ経営の多様化など、制度を取り巻く状況が変化し、また、制度や計算が複雑で納税者の事務負担が大きいとの指摘があるため、まずは制度を取り巻く現状について御説明を受けることとしたいと思っております。

本件も専門的・技術的な事項を含め論点が多岐にわたるため、時間をかけて丁寧に議論を行っていく必要があると思っております。

今後の政府税制調査会の進め方について、皆様、そのような方向性でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、このあたりで本日の議事は終了したいと思います。

また、本日の会議の内容につきましては、この後、記者会見で私の方で御紹介したいと思います。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。